

# 令和6年度 水俣市立水俣第二中学校PTA総会

期日：令和6年4月26日（金）

場所：水俣第二中学校

（日程）

授業参観	13：15～14：05
学級懇談会	14：10～15：00
PTA総会	15：10～16：00
部活動総会	16：10～16：30

全体進行 松本総務

## 会 順

1	開 会	諫山副会長
2	会長あいさつ	岡本会長
3	校長あいさつ	畑口校長
4	学校運営協議会会長あいさつ	鹿島会長
5	議長選出	松本総務
6	議事	
	（1）令和5年度会務報告	田中副会長
	（2）令和5年度決算報告	福山会計
	〃    体育文化振興費会計報告	今協事務主査
	〃    学校活性化基金会計報告	今協事務主査
	令和5年度監査報告	監事
	審議並びに承認	
	（3）新役員推薦経過報告並びに承認	緒方推薦委員長
	旧役員あいさつ	旧役員
	新役員紹介及び代表者あいさつ	新役員
	（4）令和6年度基本方針	
	〃    目 標	新会長
	〃    事業計画	新副会長
	（5）令和6年度予算案	新会計
	〃    体育文化振興費予算案	今協事務主査
	審議並びに承認	
7	議長解任	
8	その他	
	・年間行事予定	田畑教務主任
	・日課表	田畑教務主任
	・いじめ防止基本方針	中村教頭
	・くまもと家庭教育10ヶ条	中村教頭
	・PTA共済のご案内	中村教頭
9	閉会	新副会長

※資料は水俣二中ホームページの「PTA」からダウンロードできます。当日はご自身のモバイル機器でご覧になるか、事前に印刷をされてお持ちください。スリッパもご持参ください。

# 令和5年度 PTA各部 会務報告

	役割・行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行部 (会長・副会長・総務・書記・会計)	学校行事支援 定例役員会運営 市P参加	定例役員会 新旧五役会	定例役員会 総会 体育大会 市P総会	定例役員会	定例役員会		定例役員会	定例役員会	定例役員会 文化祭		定例役員会	定例役員会 五役会 市Pバレー大会	年間反省 新旧役員会
書記	定例会記録	事業案提案			記録整理					記録整理			記録整理
会計	会計	予算案提出								補正予算編成			出納完了
地区部	地区懇談会運営 推薦委員会(地区代表)		専門部会		専門部会 『親の学び』プログラム				専門部会	PTA推薦委員会			
保健体育部	体育大会支援 親子球技大会運営		体育大会									市Pバレー大会	
広報部	PTA新聞発行		専門部会		しおかぜ発行			専門部会		しおかぜ発行			しおかぜ発行
文化部	文化祭バザー運営		専門部会					専門部会	文化祭				
安全指導部	各区安全指導 1・2ネットワークパトロール	← あいさつ運動 (通年) →											
			専門部会 体育大会		専門部会 12会議								
整備部	校内整備 二小二中合同リサイクル活動		専門部会			← 夜市パトロール → 親子美化作業							
食育部	給食フォーラム参加 給食試食会 文化祭展示			専門部会					給食試食会		給食フォーラム		
1年部	学年行事運営	委員決定	学年部会 学年行事 話し合い		学年行事 『親の学び』プログラム					『親の学び』プログラム			『親の学び』プログラム
2年部	学年行事運営	委員決定			「命の授業」 『親の学び』プログラム					『親の学び』プログラム	立志式		『親の学び』プログラム
3年部	学年行事運営	委員決定			『親の学び』プログラム	学年部会	学年部会	学年行事		学年行事			『親の学び』プログラム
監事	会計監査	会計監査											
全会員	あいさつ運動(通年) 各種行事・研修会		PTA総会		市P大会 市P連びーち	美化作業	県P指導者研 くまもとキッズウィークの取組(1~15日)	家庭教育講演会 九P大会	県P大会				

# 令和5年度PTA会計決算報告

水俣市立水俣第二中学校

令和6年3月31日

## 収入の部

### 収入の部

費目	本年度予算額	本年度決算額	増減	備考
前年度繰越	987,394	987,394	0	
会費	741,600	734,400	-7,200	当初見込みより会員数が減となったため
雑収入	10	2,510	2,500	預金利息、欠席による参加費返金分戻し入れ
合計	1,729,004	1,724,304	-4,700	

## 支出の部

費目	本年度予算額	本年度決算額	残額	備考
○総務部	425,000	348,610	76,390	
慶弔費	60,000	10,000	50,000	火事お見舞い
負担金	85,000	82,000	3,000	負担金400円×会員数
安全互助会	28,000	27,560	440	安全互助会費150円×P数
消耗品費	30,000	6,050	23,950	ビーチボール購入
会員研修費	222,000	223,000	-1,000	市P連理事会、県PTA研究大会 他
○保健体育部	90,000	0	90,000	
○広報部	350,000	316,095	33,905	PTA新聞 年3回発行
○文化部	40,000	1,221	38,779	
○安全指導部	20,000	0	20,000	
○整備部	60,000	0	60,000	
○食育部	40,000	0	40,000	
○学年委員会費	210,000	123,383	86,617	各学年 学年行事経費
○地区委員会費	80,000	0	80,000	
○教育振興費	115,000	49,100	65,900	
卒業記念品	50,000	37,100	12,900	卒業記念印鑑
印刷製本費	20,000	0	20,000	
その他	45,000	12,000	33,000	教職員転出者への花束代
○PTA賠償保険	2,500	2,272	228	PTA賠償責任保険(生徒数×9円)、振込手数料
○予備費	296,504	600	295,904	会議室・冷房使用料
	1,729,004	841,281	887,723	

※残額=予算額-決算額

収入 1,724,304 - 支出 841,281 = 残額 883,023  
 差引残金 883,023 円 を繰り越します。

監査の結果、上記のことを正当と認めます。

令和6年 〃月 〃日

監事

浅野 友章



監事

元田 美玲



# 令和5年度 体育文化振興費決算書

令和6年3月31日  
水俣市立水俣第二中学校

## 収入

費目	本年度予算額	本年度決算額	増減	備考
繰越金	1,167,675	1,167,675	0	
会費	475,200	439,200	36,000	200円×月数×生徒数
雑収入	10	12	-2	受取利息
合計	1,642,885	1,606,887	35,998	

## 支出


費目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
体育	800,000	524,877	275,123	体育系部活動(中体連主催共催大会)遠征費補助、外部指導者謝金等
文化	200,000	90,474	109,526	文化系部活動遠征費補助
予備費	606,887	20,000	586,887	
合計	1,606,887	635,351	971,536	

収入 1,606,887 - 支出 635,351 = 971,536  
971,536円は次年度へ繰り越します。

監査の結果、上記のことを正当と認めます。

令和 6 年 4 月 4 日

監事 浅野友章 

監事 元田美玲 



## 令和5年度 学校活性化基金決算報告書

### 収入

前年度繰越金	60,542
第1学年GT講話資料代 戻し入れ	3,000
合計	63,542

### 支出

1学年集団宿泊における講師謝金	5,000
1学年総合的な学習における講師謝金、お菓子	14,500
合計	19,500

### 差引

収入金額 63,542      —      支出金額 19,500      =      44,042

残金 44,042円 は次年度へ繰り越します。



上記のとおり報告します。

監査の結果、上記のことを正当と認めます。

令和 6 年 4 月 4 日

水俣第二中学校PTA 監事

水俣第二中学校PTA 監事

浅野 友章   
元田 美玲 

令和6年度 P T A役員及び職員配当一覧（案）

	役 職 名	役 員 名	生 徒 名	職 員 担 当	
1	P T A会長	田中 裕二	佑空(2年)	中村 和宏 (教頭)	田畑 律子 (教務)
2	P T A副会長	吉田 周平	湊音(1年)		
3		森崎 麗子	虎伯(2年)		
4		書 記	篠原 教子		
5	総 務	松本祐一郎	隼人(2年)		
6		中村 沙織	千尋(1年)		
7	会 計	諫山 優	百花(2年)	今脇 里美	有村隆一郎
8	保健体育部長	岩原 紘平	莉愛(3年)	山田雄太郎	畠山 葵汐
9	広報部長	上田 侑子	珠李(1年)	福島 健介	福山 有梨
10	整備部長	釜田 亜耶	莉愛(2年)	松崎 右真	大久保瞬介
11	安全指導部長	芝原 浩輔	大輔(3年)	脇中 大貴	中村 有麻
12	文化部長	岡野 睦美	桃(3年)	前田 裕美	小山 亜美
13	食育部長	林田 順子	碧(3年)	新立 文子	福宿 愛香
14	1年部長	緒方 佳子	彩人(1年)	矢野 光男	
15	2年部長	田島 美樹	蒼大(2年)	吉田総一郎	
16	3年部長	宮本由香理	璃子(3年)	栄 由美	
17	2・3・4・19区 地区部長			中村 和宏	古田 利也
18	5・20・21区 地区部長				
19	監 事	野間 勝彦	航太(2年)		
20		山下麻衣子	佳恋(2年)		
推薦委員会(地域部長・各学年委員長)				中村 和宏	田畑 律子

## 令和6年度水俣市立水俣第二中学校PTA活動基本方針（案）

（スローガン）

### **支えよう！子どもたちの夢と希望。見せよう！大人の背中。**

科学技術が日々進歩し社会環境が急激に変化していくこれからの時代、生き抜くための「真の生きる力」を身につけた人材が求められるなか、我々家庭、学校、地域の三者は、協力し合って子どもたちを育て、導き、そして見守っていかなければなりません。

そのためにも、まず、我々大人が、子どもたちの模範となり、そして憧れとなるような行動を示すことが大切です。

保護者と教師がお互いの立場を尊重し合いコミュニケーションを深め、そして保護者同士の連携を大切にし、さらに、理解ある地域の方々の多大なご理解とご協力に甘えることなく、地域と一体となって積極的に行動することが、これからのPTA活動には不可欠であると考えます。

PTA（Parent（親）、Teacher（教師）、Association（組織））活動から、PTCA（C=Community：地域社会）活動へ進化した取り組みを「チーム二中」としてこれからも進めていきます。

学校やPTA、そして地域が行う行事や取組などへの積極的な参加をこれからもよろしくをお願いします。

（重点目標）

#### 1 家庭教育の充実

- ・ 家族の団らんを大切にし、家族が一体感をもって子育てにつとめる。
- ・ 基本的な生活習慣を身につけさせる。（早寝、早起き、朝ご飯、宅習）
- ・ 「いじめ」の本質を理解し、子どもとともに「いじめ」防止につとめる。

#### 2 共に学ぶ活動の推進

- ・ 子どもの手本となる行動につとめる。
- ・ 子どもを育てるための、より良い環境づくりにつとめる。
- ・ 子どもと共に学び、子どもを理解することにつとめる。

#### 3 地域と連携した子育て活動の推進

- ・ 地域の活動に進んで参加する。
- ・ 地域の方々と連携し、子どもの安全と安心を守る。
- ・ あいさつの励行と感謝の心を言葉であらわす。

# 令和6年度 PTA各部年間事業計画(案)

	役割・行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行部 (会長・副会長・総務・書記・会計)	学校行事支援 定例役員会運営 市P参加	定例役員会 新旧五役会 PTA総会 市Pバレー練習	定例役員会 総会 体育大会 市P総会 市Pバレー練習	定例役員会 市Pバレー練習	定例役員会 市Pバレー大会		定例役員会	定例役員会	定例役員会 文化祭		定例役員会	定例役員会 五役会	年間反省 新旧役員会
書記	定例会記録	事業案提案			記録整理					記録整理			記録整理
会計	会計	予算案提出								補正予算編成			出納完了
地区部	地区懇談会運営 推薦委員会(地区代表)		専門部会						スポーツ イベント(仮)	PTA推薦委員会			
保健体育部	体育大会支援 親子球技大会運営		専門部会 体育大会						スポーツ イベント(仮)				
広報部	PTA新聞発行		専門部会					専門部会					
文化部	文化祭バザー運営		専門部会					専門部会 バザー準備運営	文化祭				
安全指導部	各区安全指導 1・2ネットワークパトロール	← あいさつ運動(通年) →											
			専門部会 体育大会		専門部会 12会議								
整備部	校内整備		専門部会										
食育部	給食フォーラム参加 給食試食会 文化祭展示		専門部会						給食試食会			給食フォーラム	
1年部	学年行事運営	委員決定	学年部会 学年行事 話し合い										
2年部	学年行事運営	委員決定											
3年部	学年行事運営	委員決定											
監事	会計監査	会計監査											
全会員	あいさつ運動(通年) 各種行事・研修会	PTA総会			市P大会 市Pバレー大会	親子美化作業	県P指導者研 くまもとキッズウィークの取組(1~15日)	家庭教育講演会 九P大会	県P大会				

# 令和6年度PTA会計予算（案）

水俣市立水俣第二中学校

令和6年4月16日

## 収入の部

費目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	増減	備考
前年度繰越	987,394	987,394	883,023	-104,371	
会費	741,600	734,400	680,400	-61,200	3,600円×167人（P数）+ 3,600円×22人（教職員数）
雑収入	10	2,510	10	-2,500	預金利息等
<b>合計</b>	<b>1,729,004</b>	<b>1,724,304</b>	<b>1,563,433</b>	<b>-165,571</b>	

※増減＝本年度予算額-前年度予算額

## 支出の部

費目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	比較	備考
○総務部	425,000	348,610	466,000	41,000	
慶弔費	60,000	10,000	60,000	0	
負担金	85,000	82,000	78,000	-7,000	負担金400円×会員数
安全互助会	28,000	27,560	26,000	-2,000	安全互助会費150円×P数
消耗品費	30,000	6,050	30,000	0	PTA用各種消耗品
会員研修費	222,000	223,000	272,000	50,000	市P連定期総会、県P大会、九P長崎大会等
○保健体育部	90,000	0	50,000	-40,000	
○広報部	350,000	316,095	350,000	0	PTA新聞 年3回発行
○文化部	40,000	1,221	30,000	-10,000	
○安全指導部	20,000	0	20,000	0	
○整備部	60,000	0	60,000	0	燃料費、美化作業経費
○食育部	40,000	0	30,000	-10,000	
○学年委員会費	210,000	123,383	210,000	0	3年・2年・1年(¥70,000)
○地区委員会費	80,000	0	40,000	-40,000	リサイクル活動経費・地区懇談会経費等
○教育振興費	115,000	49,100	115,000	0	
卒業記念品	50,000	37,100	50,000	0	卒業記念品印鑑等
印刷製本費	20,000	0	20,000	0	
その他	45,000	12,000	45,000	0	転出者花束代他
○PTA賠償保険	2,500	2,272	2,000	-500	PTA賠償責任保険(生徒数×9円)
○予備費	296,504	600	190,433	-106,071	
<b>合計</b>	<b>1,729,004</b>	<b>841,281</b>	<b>1,563,433</b>	<b>-165,571</b>	

※比較＝本年度予算額-前年度予算額

## 令和6年度 体育文化振興費予算(案)

令和6年4月16日  
水俣市立水俣第二中学校

### 収入

費目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	増減	備考
繰越金	1,167,675	1,167,675	971,536	-196,139	
会費	475,200	439,200	400,800	-74,400	200円×月数×P数(167名予定)
雑収入	10	12	10	0	銀行利息
合計	1,642,885	1,606,887	1,372,346	-270,539	

※増減＝本年度予算額－前年度予算額

### 支出

費目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	比較	備考
体育	800,000	524,877	800,000	0	体育系部活動(中体連主催共催大会)遠征費補助、外部指導者謝金等
文化	200,000	90,474	200,000	0	文化系部活動遠征費補助、講師謝金等
予備費	606,887	20,000	372,436	-234,451	
合計	1,606,887	635,351	1,372,436	-234,451	

※比較＝本年度予算額－前年度予算額

# 水俣市立水俣第二中学校PTA会則

## 第1章 名称 及び 事務局

第1条 本会は水俣市立水俣第二中学校PTAと称し、事務局を水俣第二中学校内に置く。

## 第2章 目的 及び 活動

第2条 本会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は会の目的を達成する為に次の活動を行う。  
1 本学校と家庭と一体になった水俣第二中学校の校風樹立のための活動  
2 よりよい保護者、教職員としての資質向上を図る為の活動  
3 生徒の生活習慣の健全化を図る活動  
4 生徒をとりまく生活環境の改善を図る活動  
5 レクリエーション、奉仕活動等による会員相互の連帯を深める活動  
6 その他会の目的達成のための活動及び他の関係団体との協力活動

## 第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする自主団体として、次の方針に従い活動する。  
1 活動の成果を収めるために他の社会教育関係団体及び機関と協力する。  
2 特定の政党や宗教にかたよることはしない。また営利を目的とする行為は行わない。  
3 本校の教職員人事、その他管理には干渉しない。

## 第4章 会員 及び 会費

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員をもって構成する。

第6条 本会の会員は、世帯単位に会の運営費として会費を納めるものとする。ただし、会長が認める特別の事情があるものは、会費を減免することができる。

## 第5章 経理

第7条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によってこれをあてる。

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第9条 会費、寄付金、その他の収支の決算は、会計監査の手順を経て総会に報告し承認を受けなければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日までで終わる。

## 第6章 役員 及び 監事

第11条 本会に次の役員及び監事をおく。

会長	1名
副会長	2名 (男女各1名)
書記	2名 (内1名は教頭)
総務	2名 (男女各1名)
会計	2名 (内1名は教職員)
地区部長代表	2名 (7地区のうち、2, 3, 4, 19区より1名、5, 20, 21区より1名)
専門部長	6名 (専門部各1名)
学年部長	3名 (各学年1名)
学校代表	1名 (校長)
監事	2名

第12条 役員及び監事、地区委員、学年委員、専門部員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。交代の時期は総会までとし、後任者が決まるまでその職にあるものとする。

第13条 役員及び監事の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。そして、総会及び役員会、各部会を召集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 書記は諸会議の議事を記録し委任された本会の庶務を行う。また総会では会務を報告する。
- 4 総務は、役員・監事・専門部間の調整を行い、総会及び役員会等で議事を進行する。
- 5 会計は本会の会費の収支を司り、総会その他必要に応じて会計を報告する。
- 6 部長は各部の活動を役員会に図り、推進・運営する。
- 7 監事は本会の会計監査を行い総会に報告する。
- 8 各部は必要に応じて副部長を互選することができる。副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれに代わる。

第14条 本会は必要に応じて会長の委嘱により若干名の顧問をおくことができる。

## 第7章 役員及び監事の選出

第15条 推薦委員会については次のとおりとする。

- 1 役員及び監事選出のための推薦委員は各地区部長7名、各学年部長3名、教職員2名をもって構成し、推薦委員の中から正・副委員長を互選する。
- 2 推薦委員はその任務を終了したとき（総会において役員及び監事が承認されたとき）に解任される。

第16条 役員及び監事の選出は会員の中から行い、次のとおりとする。

- 1 役員及び監事については推薦委員会で選考し総会で承認を受ける。但し、地区部長を除く。
- 2 役員に欠員が生じた場合、役員会においてその後任を選考し、会長がこれを委嘱する。任期は前任者の残期間とする。
- 3 学年委員は各クラスより2名以上を選出し、副部長は委員の中から互選することができる。
- 4 地区委員は各区組から1名以上を選出し、地区部長は各区から1名ずつ委員の互選により選出する。尚、地区の実情によりやむを得ない場合のみ、地区委員と他の役員を兼ねることができる。
- 5 地区部長代表は、2, 3, 4, 19区地区部長から1名、5, 20, 21区の地区部長から1名を互選する。
- 6 全戸1名は役員会、専門部会、学年部会、地区部会のいずれかに所属する。



## 第 8 章 総会

- 第 17 条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。付議事項は次のとおりとする。
- 1 新役員及び監事の承認に関すること。
  - 2 年度事業計画及び予算決算の承認に関すること。
  - 3 会則の改正に関すること。
  - 4 その他本会の目的達成に必要な事項。
- 第 18 条 定期総会は年 1 回とし毎年度初めに開く。但し次の場合は臨時総会を開くことができる。
- 1 会長が必要と認めた場合。
  - 2 役員数の過半数が必要と認めた場合。
  - 3 会員の 3 分の 1 以上の要請があった場合。
- 第 19 条 総会は会員数の 3 分の 1 以上（委任状を含む）をもって成立する。
- 第 20 条 総会の議決は出席者の過半数によって決する。
- 第 21 条 緊急に総会が開催できない場合は本会則第 17 条 1、2、3 項以外の事項について地区部会において執行できる。
- 1 地区部会は総会につぐ決議機関である。
  - 2 地区部会は 2 分の 1 以上の出席をもって成立しその議決は出席委員の過半数の同意を要する。

## 第 9 章 役員会

- 第 22 条 役員会は会長が必要に応じて召集し、運営を次のとおりとする。
- 1 本会の運営に必要な事項について審議し執行する。
  - 2 役員会は合議制とする。
  - 3 役員会は構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
  - 4 会長は、役員会に先立ち、議事選定、議事運営のための五役会（会長、副会長、書記、総務、会計）を召集することができる。学校代表は五役会に所属する。

## 第 10 章 各部会

- 第 23 条 各部の運営活動を次のとおりとする。
- 1 地区部会
    - ① 地区委員は地域会員への連絡、その他、地区との連携を図り、地区 P T A の活動の推進もする。
    - ② 必要に応じて会長は各地区委員を召集し、各地区委員会、地区部会を開催することができる。
  - 2 保健体育部は生徒及び会員の健康、体力の増進を図り、会員の連帯を深める為レクリエーション活動等を推進する。
  - 3 広報部は広報活動を推進する。
  - 4 文化部は会員の文化の向上を目指し、文化活動の推進を図る。
  - 5 安全指導部は校外の生徒指導、その他生活環境の安全に務め、学校や他の団体と連携してよりよい環境の維持推進を図る。
  - 6 整備部は学校と連携して教育環境の整備を推進する。
  - 7 食育部は、給食・食育に関する活動を推進する。
  - 8 学年部は、学年委員で構成し、学年 P T A 活動を推進する。

## 第 11 章 会則の改正

- 第 24 条 本会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同により改正することができる。

## 第 1 2 章 慶弔

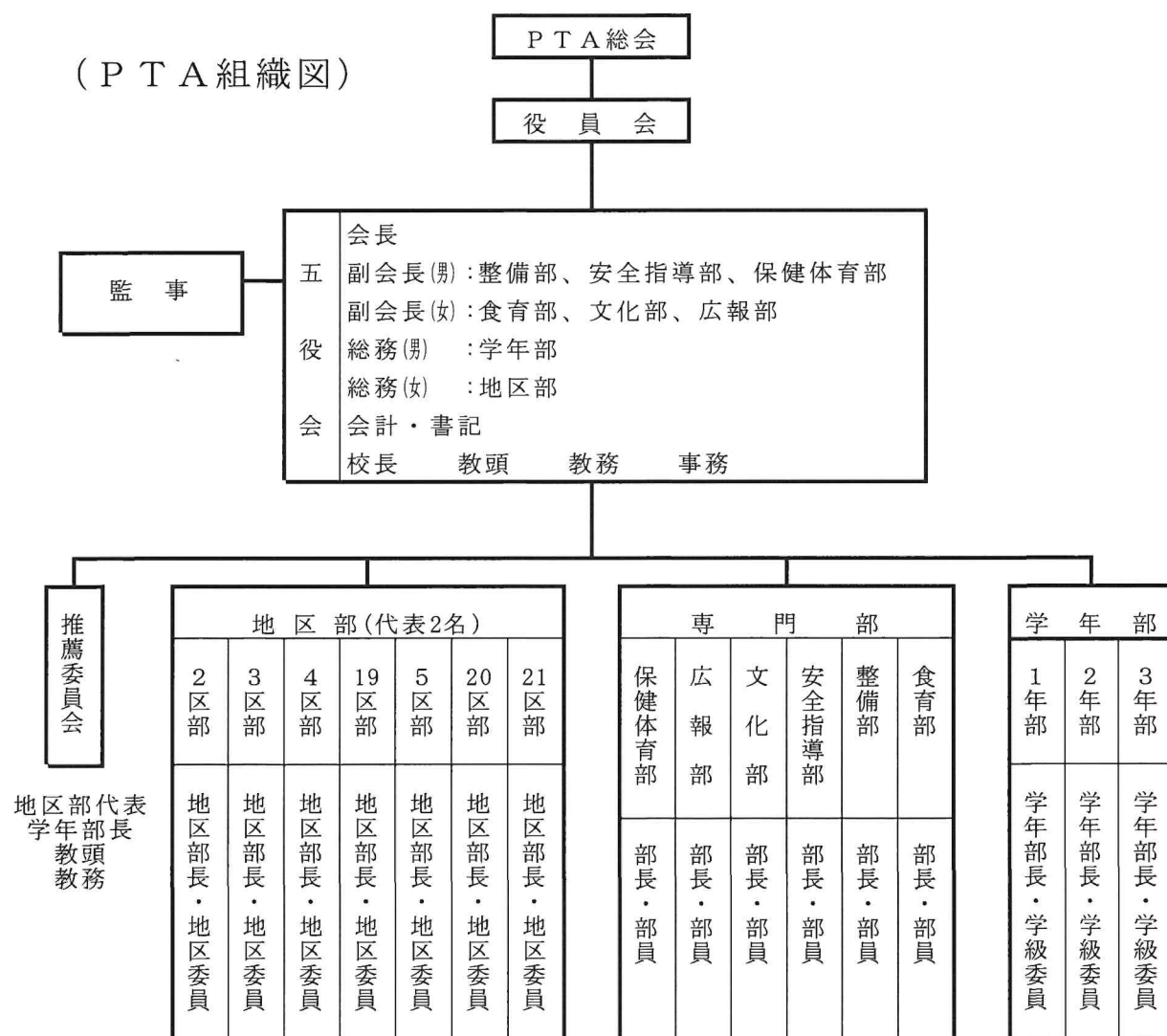
第 25 条 本会の慶弔については別の規定による。

## 第 1 3 章 交通費

第 26 条 本会会員が単 P を代表して参加する講演会、研修会にかかる交通費は、公共交通機関料金に換算した金額を基準とし、別の規定により支給する。

## 第 1 4 章 付則

第 27 条 本会則は 令和 4 年 4 月 2 8 日をもって効を発する。



## 水俣第二中学校 P T A 慶弔規定

水俣第二中学校 P T A 会則第 1 2 章第 2 5 条により、会員相互の信頼と連帯を深める為に次のとおり定める。

- 1 会員またはその配偶者が死亡した場合、会として香典 10,000 円と花輪または生花を贈り、P T A 代表が通夜及び葬儀に参列する。尚、遠距離で参列が困難な場合は、弔電をもって会葬にかえる。
- 2 本校在学中の生徒が死亡した場合、会として香典 10,000 円と花輪または生花を贈り、P T A 代表が通夜または葬儀に参列する。
- 3 その他、必要な事項に関しては、五役会で協議し、後に役員会の承認を受ける。
- 4 この規定により慶弔を受けた場合は、返礼は一切行わないものとする。
- 5 この規定は、平成 23 年 4 月 16 日より施行する。

## 水俣第二中学校 P T A 旅費(交通費)規定

水俣第二中学校 P T A 会則第 1 3 章第 2 6 条による旅費(交通費)規定は、次のように定める。

場 所	金 額	場 所	金 額
水俣市内、津奈木	1,000 円	八 代	3,000 円
芦 北	2,000 円	熊 本	5,000 円

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1月	辞令交付式	1水	水俣病犠牲者慰霊式	1土		1月		1木		1日	
2火	校務委員会	2木		2日		2火		2金		2月	
3水	職員会議	3金	憲法記念日	3月		3水	第1回定期テスト	3土		3火	
4木	職員会議	4土	みどりの日	4火		4木	第1回定期テスト	4日		4水	
5金	新入生登校日	5日	こどもの日	5水		5金	第1回定期テスト	5月		5木	
6土		6月	振替休日	6木		6土		6火		6金	
7日		7火	郡市教科等研究会	7金		7日		7水		7土	
8月	就任式 1学期始業式	8水	心臓検診	8土		8月		8木		8日	
9火	入学式(午後)	9木		9日		9火		9金		9月	
10水	標準学力調査 i-check	10金	あいさつの日 市PTA連合会総会	10月		10水		10土		10火	
11木	あいさつの日 標準学力調査	11土		11火	あいさつの日	11木	あいさつの日	11日	海の日	11水	あいさつの日
12金	③④身体計測	12日		12水		12金	授業参観	12月	振替休日	12木	第2回定期テスト
13土		13月		13木		13土	県総体	13火		13金	第2回定期テスト
14日		14火		14金		14日	県総体	14水		14土	
15月		15水	振替休業日	15土		15月	海の日	15木		15日	
16火		16木		16日		16火		16金		16月	敬老の日
17水		17金		17月		17水		17土		17火	
18木	全国学力・学習状況調査	18土	体育大会	18火		18木		18日		18水	
19金	耳鼻科検診	19日		19水		19金	1学期終業式	19月		19木	
20土		20月		20木		20土	県総体	20火		20金	
21日		21火		21金		21日	県総体	21水		21土	
22月		22水		22土	郡市総体	22月		22木		22日	
23火		23木		23日	郡市総体	23火		23金		23月	秋分の日
24水	集団宿泊教室	24金		24月	第1回市教育セミナー	24水		24土		24火	
25木	集団宿泊教室	25土		25火		25木	市小中学校人権教育研究集会	25日		25水	
26金	授業参観 PTA総会・懇談会	26日		26水		26金		26月	第2回市教育セミナー	26木	
27土		27月		27木		27土		27火		27金	
28日		28火		28金		28日		28水		28土	
29月	昭和の日	29水		29土	郡市総体	29月		29木	2学期始業式	29日	
30火		30木		30日		30火		30金		30月	
		31金				31水		31土			
16		20		20		14		5		19	

水俣第二中学校

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1火		1金		1日		1水	元日	1土		1土	
2水		2土		2月	県学力・学習状況調査	2木		2日		2日	
3木		3日	文化の日	3火	市学力調査	3金		3月	県立高校前期選抜	3月	
4金		4月	振替休日	4水		4土		4火		4火	県立高校後期選抜
5土		5火		5木	生徒会役員改選	5日		5水	3年第4回定期テスト	5水	県立高校後期選抜
6日		6水		6金		6月		6木	3年第4回定期テスト	6木	
7月		7木		7土		7火		7金	3年第4回定期テスト	7金	3年修了式 卒業式準備
8火		8金		8日		8水	3学期始業式	8土		8土	
9水		9土		9月		9木	確認テスト	9日		9日	卒業式
10木	和楽器体験教室	10日		10火		10金	あいさつの日 確認テスト	10月	あいさつの日	10月	振替休業日
11金	あいさつの日 前期通知表配付	11月	あいさつの日	11水	あいさつの日 2年修学旅行	11土		11火	建国記念の日	11火	あいさつの日
12土		12火		12木	2年修学旅行	12日		12水		12水	
13日		13水	市音楽会	13金	2年修学旅行	13月	成人の日	13木		13木	
14月	スポーツの日	14木		14土		14火		14金	授業参観 学年・学級懇談	14金	
15火	郡市駅伝大会	15金	文化祭	15日		15水		15土		15土	
16水		16土		16月		16木	新入生保護者説明会	16日		16日	
17木		17日		17火		17金		17月	1・2年第4回定期テスト	17月	
18金		18月		18水		18土		18火	1・2年第4回定期テスト	18火	
19土		19火		19木	授業参観 学年・学級懇談会	19日		19水	1・2年第4回定期テスト	19水	
20日		20水		20金		20月		20木		20木	春分の日
21月		21木	第3回定期テスト	21土		21火		21金		21金	
22火		22金	第3回定期テスト	22日		22水		22土		22土	
23水		23土	勤労感謝の日	23月		23木	新入生保護者説明会 (一中と同日実施)	23日	天皇誕生日	23日	
24木		24日		24火	2学期終業式	24金		24月	振替休日	24月	修了式
25金		25月		25水		25土		25火		25火	
26土		26火		26木		26日		26水	市教育フォーラム	26水	
27日		27水	人権ブロック研(袋小)	27金		27月		27木		27木	退任式
28月		28木		28土		28火		28金		28金	
29火	3年共通テスト	29金		29日		29水		29土		29土	
30水	3年共通テスト	30土		30月		30木		30日		30日	
31木				31火		31金				31月	
21		20		17		17		18		15	



## 令和6年度 日課表

日課表の種類を、次の4つとする。

日課	内 容	職員朝会	授業開始	掃除	基本的な曜日
A日課	基本日課	あり(月・金)	8:45	あり	月・金
A5日課	職員会議・校内研修の日	観つめる会	8:45	なし	水
B日課	生徒会(特別)活動の日	なし	8:45	なし	火・木
特別日課	行事等に合わせて設ける				

<b>A日課</b>	
健康観察	8:15～ 8:20
朝自習	8:20～ 8:30
朝の会	8:30～ 8:40
1	8:45～ 9:35
2	9:45～10:35
3	10:45～11:35
4	11:45～12:35
給 食	12:35～13:10
昼休み	13:10～13:50
5	13:55～14:45
6	14:55～15:45
掃 除	15:50～16:05
帰りの会	16:10～16:25
諸活動	16:25～16:40

<b>B日課</b>	
健康観察	8:15～ 8:20
朝自習	8:20～ 8:30
朝の会	8:30～ 8:40
1	8:45～ 9:35
2	9:45～10:35
3	10:45～11:35
4	11:45～12:35
給 食	12:35～13:10
昼休み	13:10～13:50
5	13:55～14:45
6	14:55～15:45
帰りの会	15:50～16:05
生徒会の時間	16:10～16:40

<b>A5日課</b>	
健康観察	8:15～ 8:20
朝自習	8:20～ 8:30
朝の会	8:30～ 8:40
1	8:45～ 9:35
2	9:45～10:35
3	10:45～11:35
4	11:45～12:35
給 食	12:35～13:10
昼休み	13:10～13:50
5	13:55～14:45
学級の時間	14:50～15:20
会議・研修	15:30～16:40

# 水俣市立水俣第二中学校いじめ防止基本方針

令和3年4月30日改訂

## 1 学校の方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

### (2) いじめの本質の理解

いじめは、一人一人の個性を尊重し、尊厳をもって人間らしく扱うという基本的人権を著しく損ね、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為である。いじめの根絶には、いじめの加害・被害という関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### (3) いじめに対する学校の姿勢

- ① いじめは「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」との意識を生徒・職員・保護者の一人一人が強く持ち、学校の内外を問わずいじめがなく、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、未然防止・早期発見、早期対応・再発防止に努める。
- ② 全職員は、人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高め、生徒の変化に気づく目を養い、深い生徒理解に立った生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていく。
- ③ 生徒にトラブルが発生した場合、真摯に受け止めて事象を考えていく。いじめが起こった時は、いじめられた生徒の立場に立ち、組織的に早期解決と再発防止を図る。

## 2 いじめ防止の取組

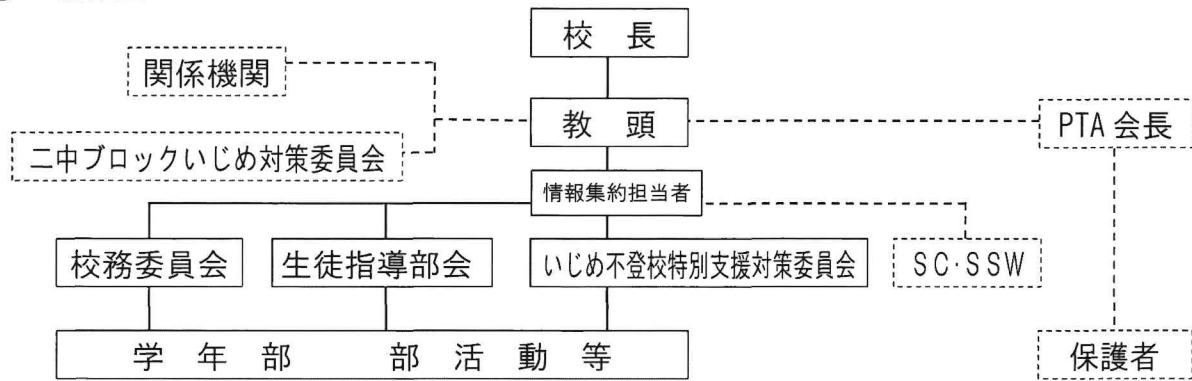
(1) 子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、一人一人の生徒が活躍し、お互いが認め合うことのできる楽しい学校づくりを推進し、いじめ未然防止の取組を行う。

- 「子どもの居場所づくり推進テーブル」に則った積極的な生徒指導の充実。
- いじめの未然防止や解決のための組織としてのP. E. A. C. E. メソッドの取組。  
(Preparation(準備)-Education(教育)-Action(行動)-Coping(対処)-Evaluation(評価))
- ① いじめ未然防止についての研修を行う。
- ② 校長・教頭を中心に生徒指導部会・校務委員会で積極的な生徒指導を仕組み、学年部会等で共通理解し、組織的・協働的な生徒指導を推進する。
- ③ 一人一人の自己有用感が高まる学級経営、特別活動・部活動の充実（部活動顧問会、ナイスカード等の取組等）。
- ④ 全職員による「わかる授業づくり」と「授業での生徒指導」、安心して学べる学習環境づくり、命を大切に作る心を育むプログラム、家庭学習の充実のための取組。
- ⑤ 心の絆を深める人権集会、生徒会主催による学校生活に関するアンケート、レクリエーション・クラスマッチなどを実施する。
- ⑥ インターネットによるいじめ等について、情報安全・情報モラル、通信機能付機器の利用について計画的に学習させ（ファシリテーター等の活用）、生徒の実態を把握し保護者にも啓発を行い、協力して未然防止を図る。

### (2) 校内体制に基づく組織的な取組

- ① いじめの防止等の施策のための組織（推進法22条）  
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・校務委員会・生徒指導部会・いじめ不登校特別支援対策委員会・養護教諭・特別支援コーディネーター（必要に応じてSC・SSW）

## ② 組織図



### (3) いじめの早期発見

- ① 校長・教頭を中心に職員間の共通理解を図り、全職員が普段から生徒と信頼関係を築く。
- ② 実態把握と教育相談体制の構築
  - ア 一人一人に言葉かけをし、生活ノート、学級日誌、健康観察等の活用により、出欠状況、孤立している生徒がいないか等について観察する。
  - イ 「心のアンケート(熊本県版)」、「子どものサイン発見アンケート」を12月、「学校版心のアンケート(教育相談用)」を6月・11月・2月に行い、実態把握をする。その他の月は簡易版アンケートを実施する。
  - ウ 6月・11月・2月の定期的教育相談、必要に応じた教育相談を随時実施する。
- ③ 『「愛の0運動」及び「愛の1・2・3運動」プラスワン』の徹底及び家庭訪問、電話連絡を行い、保護者との連携を密にし、情報収集を行う。

### (4) いじめへの早期対応

- ア 問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 該当職員だけで抱え込まず、全職員でいじめ問題の解消に当たる。
- ウ いじめ問題を発見したら、生徒の身の安全を最優先にし、速やかに事実確認を行い、情報集約担当者が状況を把握する。校長・教頭を中心として指導のねらい、方針、指導体制、役割分担等を確認、決定する。
- エ いじめられた生徒や保護者の思い・立場を大切にし、いじている側の生徒に対して毅然として指導にあたる。犯罪として扱われるいじめは、教育委員会及び警察等と連携する。
- オ いじめの解消、人間関係の再構築に向け、関係生徒、所属集団及び、それらの保護者に対する支援を計画的に行う。SC・SSWをはじめ、関係機関と連携をし、再発防止に努める。

### (5) PTAの協力

- ① PTA総会や学年懇談会、研修会等で「水俣第二中学校いじめ防止基本方針」の趣旨を説明し、いじめの事例等を示すなどして啓発活動を行う。
- ② インターネットを通じて行われるものを含むいじめの未然防止のため、PTAの行動項目の1つとして約束事を設定し、啓発に努める。
- ③ 地区懇談会等で「親の学びプログラム」に取り組み、保護者同士の絆づくりを行う。
- ④ いじめ問題発生時には学校内だけで情報を止めず、家庭との連携をより密にして情報交換を行い、連携しながら早期解決と再発防止につなげる。

### (6) 関係機関との連携

- ① 積極的、継続的なSC・SSW等との相談体制づくり、及び警察等、関係機関との連携。
- ② 二中ブロックいじめ対策委員会の取組
  - ア 目的：いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。取組の進捗状況等について、情報交換、協議を行う。
  - イ 組織：水俣第二中学校・水俣第二小学校より、校長・教頭・いじめ不登校対策担当・生徒指導主事を各1名、及び主任児童委員・自立支援室相談員とする。



### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（推進法第28条第1項第1号）。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（推進法第28条第1項第2号）。

#### (2) 危機対策チームの設定

- ① 校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任（生徒指導担当）・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSWを中心に危機対策チームを設置し「いじめ対応マニュアル」に沿って、対応に当たる。
- ② 生徒の個人情報に配慮すべき事案については、初動において管理職と該当生徒の担任、性質に応じて専門知識を有する第三者を加えた編制で対応することもある。

#### (3) 事実関係の調査・支援チームへの派遣依頼

- ① 事実関係を明確にするため、校長の指揮のもと、重大事態に至る要因となったいじめ行為等について客観的な調査を速やかに行う。必要に応じて二中ブロックいじめ対策委員会に対して必要な人材派遣を依頼することもある。
- ② 調査委員会を設置する場合は外部の専門家に委員長への就任を依頼する。

#### (4) 関係機関等への報告及び連携

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに校長が水俣市教育委員会、水俣市長に速報をあげ、指示を仰ぐ。性質に応じて警察への通報、医療機関やSC・SSW等への報告を行い、支援を要請し、連携して対処する。
- ② 重大事態の経過と調査結果については、校長が水俣市教育委員会へ文書で報告を行う。

#### (5) 関係生徒、保護者への心のケア

いじめを受けた生徒及びその保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を卒業まで継続的に行う。状況に応じて、SC・SSWに協力を依頼する。

#### (6) 公表

- ① 被害生徒及びその保護者に対しては窓口を一本化し、事実関係について適切な方法で提供する。適宜経過報告も行う。
- ② 情報の扱いは関係者の個人情報保護に配慮するが、必要な説明を怠ることはしない。
- ③ 調査のために得られたアンケート等は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 報道機関から調査結果等の公表が求められた場合は、水俣市教育委員会の指示のもと校長が行う。

#### (7) 他の生徒・保護者への対応

- ① 「子どもの居場所づくり推進テーブル」、P. E. A. C. E. メソッドをもとに学校、学年、学級経営を見直し、すべての生徒にとって学校を居心地の良い場所にする。
- ② 関係生徒に限らず生徒一人一人の表情や様子等を職員全体で観察し、心のケアを念頭に置きながら卒業まで継続的に教育活動にあたる。生徒の状況に応じて、SC・SSWをはじめとする関係機関へ協力を依頼する。
- ③ 職員会議、各種委員会で生徒の状況・対応について共通理解し、専門的な指導、対応等について校内研修で研修を図る。
- ④ 通信等を通じて学校の様子を知らせ、状況に応じて家庭訪問・電話連絡を密に行う。

くまもと

# 家庭教育10か条

県民の皆さまへ

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもたちに、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、基本的なルールやマナーを身に付けさせることは、家庭の重要な役割です。

「くまもと家庭教育10か条」は、家庭で大切にしたい9つの条文と、「わが家の1か条」からできています。皆様のご家庭でも、家庭で大切にしたいことや、約束ごとなどを話し合っ  
て、「わが家の1か条」を作ってみませんか。



毎月15日は「肥後っ子の日」です。  
～子どものために、自分ができることをしましょう～  
取組例 「ノーテレビ・ノーゲームデー」、「親子クッキング」など

©2010熊本県くまモン

熊本県教育委員会ホームページ <http://kyouiku.higo.ed.jp>

- 「くまもと家庭教育支援条例」が平成25年4月1日に施行されました。
- 子育ては親育ち！「くまもと『親の学び』プログラム」で子育てについて学んでみませんか。

お問い合わせ先／熊本県教育庁 市町村教育局 社会教育課 家庭教育支援班  
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 ☎096-333-2697  
E-mail:shakaikyouiku@pref.kumamoto.lq.jp



第1条

## 家族の信頼感

伝えよう

愛しているよのメッセージ



わたしは、家族にとって本当にかけがえのない存在なのですね。

第6条

## 命の大切さ

自分の命 みんなの命

どれもが世界で1つだけ



わたしは、生まれてきてよかったです。みんなの命を大切にします。

第2条

## あいさつの習慣化

朝昼晩

元気にあいさつ 習慣に



わたしは、「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」のあいさつをすると、いきいき過ごせます。

第7条

## 食事・団らん

家族仲良く 食事・団らん

心と体に栄養を



わたしは、家族仲良く食事をしたり話をしたりする時間がとっても好きです。

第3条

## 善悪の区別

教えよう

ことよあしつけ  
事の善し悪し 躰から



わたしは、していいこと・してはいけないことをきちんと教わりたいのです。

第8条

## 体験の意義

体験で 得られる本物

知と心



わたしは、体験を通して気づいたのです。わかったのです。変わったのです。

第4条

## 感謝の心

「ありがとう」は  
生きゆく心の 出発点



わたしは、みんなに感謝して生きています。

第9条

## 地域全体での子育て

この子もあの子も  
地域で子育て みんなの宝



わたしのことを、近所のおじさん、おばさん、おにいさん、おねえさん、みんなが見守ってくれているのですね。

第5条

## 我慢する力

肥後っ子の  
あすを支える がまん力



わたしにとって、一つ一つの小さながまん積み重ねが生きていく糧になっています。

第10条

## わが家の1か条

あなたのご家庭で付け加えてください。



ご家庭の見やすいところに貼ってご活用ください。



一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団  
**令和6年度 熊本県PTA共済のご案内**

～ 一人はみんなのために みんなは一人のために ～

熊本県の児童生徒等、PTA会員(保護者、教職員)、部活動指導者、PTA活動支援者のための災害共済です。

学校で、部活動で、PTA活動で、登下校中に、などの場面で事故に遭った場合の助けとなるのが、熊本県PTA共済です。児童生徒向けの「P災コース」、PTA会員向けの「安互コース」があり、活動中や往復中の死亡・後遺障害・負傷・急性の疾病・交通事故などに対応しています。児童生徒等の皆さんの学校管理下での被災のうち負傷・急性の疾病は適用外ですが、死亡・後遺障害・交通事故・歯の保険外治療には適用され、学校管理外の教育活動中の事故については、負傷・急性の疾病も含めて本共済からの共済金の給付を受けることができます。

保護者の皆さん(PTA会員)については、PTA活動に加えて学校行事への参加や部活動の支援の際の事故にも対応しています。

### 1. 共済掛金の額 (令和6年度・年額)

<P災コース>

区 分	金額
小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500円
高等学校・高等専門学校の生徒等	800円
部活動等の指導者 (PTA教職員会員、外部指導者)	500円

<安互コース>

PTA会員(保護者会員・1家庭)	150円
PTA会員(教職員会員・1名)	150円
PTA準会員・事務職(1名)	150円
PTA活動の指導者・支援者(1名)	150円

### 2. 共済に加入するには・・・

加入等の手続きは、児童生徒等の在籍する学校の単位PTAを通して行います。加入ご希望の方は、単位PTAに加入申込書と規定の共済掛金を提出してください。この案内書にある加入申込書をご使用いただけます。

\*PTAで作られている加入申込書などを使用していただくこともできます。PTAからの案内をご覧ください。

(注)本共済の契約者は、各学校の単位PTAとなります。単位PTAで本共済への加入が決定されている場合に、本共済へのご加入が可能になります。

### 3. 共済金の額 (死亡、後遺障害、負傷)

P災コース	死 亡	学校教育外	3,000万円
		学校管理下	1,500万円
後遺障害 (1～14級)	交 通 事 故	特 別	最高600万円
		学校教育外	最高3,000万円
		学校管理下	最高1,500万円
負 傷	交 通 事 故	特 別	最高500万円
		学校教育外	最高100万円
		歯科特別	規定額

安互コース	死 亡	活 動 中	500万円
		交 通 事 故	100万円
後遺障害 (1～14級)	特 別	活 動 中	最高300万円
		活 動 中	最高500万円
		交 通 事 故	最高100万円
負 傷	活 動 中	活 動 中	最高30万円
		交 通 事 故	3万円・5万円
		歯科特別	規定額

\*令和6年度から、就学援助を要する家庭への掛金の返還はなくなりました。ご加入の際には必要な掛金を加入申込書と共に、PTAにお出しください。

熊本県PTA共済に関するご質問等は・・・一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団の共済担当まで  
 電話：096-278-8811 フリーダイヤル：0800-200-5553 FAX：096-223-7117  
 HP：http://www.kumamoto-psai.net/ 電話受付時間：9：00～17：00(月～金)





## 4. 共済金給付の対象となる活動

### <P災コース>

<b>1. 学校教育外</b>
(1) 単位PTAが主催または共催する児童生徒等の活動（PTA会長名で案内）
(2) 単位PTAが主催または共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの
(3) 単位PTAの主催または共催する活動ではないが、部活動、学級、学年、学校単位など団体で参加するもので事前にPTA会長が承認したもの
(4) 学校管理下ではないが、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前にPTA会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位で参加するもの）
(5) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>2. 学校管理下（児童生徒等の負傷は対象外）</b>
(1) 教育課程に基づいて実施される諸活動 授業中、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事）
(2) 教育課程外の教育活動 部活動、休憩時間中などでの活動
(3) 指導者においては、部活動指導中（公務災害等に該当する場合を除く）
(4) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>3. 交通事故（公共交通機関利用中は対象外）</b>
(1) 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）
(2) 校長またはPTA会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）

### <安互コース>

<b>1. 単位PTAの活動</b>
単位PTAが主催または共催する活動（PTA会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の緒会合並びにそれらの運営に関連する業務
② 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、校外指導等

- ③ 単位PTAを代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
- ④ 単位PTA会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
- ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

### 2. 郡市区町村PTA団体の活動

- 郡市区町村等のPTA連合会等の団体が主催または共催する活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の緒会合並びにそれらの運営に関連する業務
  - ② 各種研修会、スポーツ・レクリエーション大会等への参加
  - ③ 郡市区町村PTA団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
  - ④ 郡市区町村PTA団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
  - ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

### 3. 熊本県・熊本市・九州・全国のPTA団体等の活動

- 熊本県や熊本市のPTA団体の規約で規定された活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、理事会、委員会等の緒会合並びにそれらの運営に関連する業務
  - ② 各種研修会等への参加（九州や全国のPTA団体のPTA研究大会等）
  - ③ 熊本県や熊本市のPTA団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
  - ④ 熊本県や熊本市のPTA団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務、他県の視察など）
  - ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

### 4. 学校行事など（PTA保護者会員）

- ① 単位PTAが所属する学校の行事、市区町村等の教育委員会等の行政機関が実施するPTAに関する事業への参加
- ② これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

### 5. 交通事故（公共交通機関利用中は対象外）

- ① 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）
- ② 校長またはPTA会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）



## 5. 共済加入についてのご注意

- (1) 共済期間は1年間（4月1日～翌年の3月31日）ですので、年度ごとに加入手続きが必要になります。(単位PTA等から案内があります)
- (2) 年度途中での加入も可能です。ただし共済期間は、本財団指定の金融機関への共済掛金納入の翌日から当該年度末までとなります。
- (3) 共済期間が1年間である場合は、入学式前や卒業式後においても、共済期間中であれば、当該年度に所属する学校・学級等やPTAの活動における被災については、共済の対象となります。

## 6. 共済契約上のご注意

- (1) 共済期間を1年間（4月1日～翌年3月31日）とするためには、前年度あるいは共済期間開始前に単位PTAによる加入予定申し込みをお済ませください。
- (2) 単位PTAによる正規の共済契約は、共済期間開始後、当該年度の6月30日までにお済ませください。(指定金融機関への加入者分の共済掛金の納入をしてください)
- (3) 単位PTAでは、共済加入ご希望の方から共済加入申込書の提出を受け、これを保管してください。(被災した場合に、加入確認のため必要になることがあります)
- (4) 共済期間中に転出入のある場合は、単位PTAより本財団までご連絡ください。熊本県外に転出されると、転出者についてはその後の被災は共済の対象となりません。またこの場合、加入者からの請求により共済掛金の一部が返還される場合があります。

## 7. 共済金が給付されないのは・・・

- (1) 加入していない場合
- (2) 共済期間外に発生した災害である場合
- (3) 公共交通機関を利用中の災害である場合（航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等、料金を支払うもの）
- (4) 事故等の原因が加入者の故意による場合、または故意による犯罪行為の場合(無免許、飲酒、自殺など)
- (5) 公務災害や労働災害の適用を受ける場合
- (6) 地震、噴火またはそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- (7) 妊娠・出産が原因となる場合、食中毒
- (8) 日本国外での災害
- (9) 災害発生から2年を経過した後に事故等の報告がなされた場合
- (10) 活動場所への往復に主催者の許可なく電動キックボード、ローラースケート、キックボードなどを使用した場合

## 8. 被災したら・・・

- (1) なるべく早く医療機関を受診し、単位PTAを通して、事故報告を行います。(被災者から単位PTAへの報告は事故の発生から30日以内)
- (2) 共済金給付は1事故につき1回のみです。治療途中で給付を受けた場合は、その後の追加の給付はありません。また、負傷共済金給付は診療実日数180日を限度とします。

### 熊本県PTA共済

### 加入申込書

PTA会長 様

令和6年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申し込みます。

令和 年 月 日

加入申込  
被共済者

**【記入不要】**

ください。

(当PTA  
籍するご  
いて、共  
ご記入く

全校生徒が＜P災コース＞に加入するため、一人につき500円を給食費、PTA会費等と共に5月8日（水）の口座振替にて徴収させていただきます。

安互コース	500円	加入する	加入しない
-------	------	------	-------

\*安互コースについては、該当するものを ○ で囲んでください。



## 9. 共済金給付の例

部活動指導者である小学校のPTA教職員会員が、PTA主催のミニバレーボール大会の練習中にアキレス腱を断裂した場合（PTA活動）  
（P災コース・負傷共済金）

PTA保護者会員が、PTA食バザーの準備中に鍋に触れてやけどを負った場合  
（安互コース・負傷共済金）

高校生が、部活動中に落下による頸髄損傷で、まひ状態になった場合（学校管理下）  
（P災コース・後遺障害共済金）

中学生が、部活動中に打撲により前歯が2本破折したため、保険外の治療が必要になった場合  
（P災コース・歯科特別共済金）

小学生が、夏休みプール開放参加中にプールサイドで転倒し負傷した場合（PTA活動）  
（P災コース・負傷共済金）

高校生が、県外での部活動練習試合に参加中に骨折した場合（PTA会長承認）  
（P災コース・負傷共済金）

高校生が、県内での部活動練習試合に参加した帰りに部所有のマイクロバス乗車中に交通事故に遭った場合（PTA会長承認）  
（P災コース・交通事故負傷共済金）

中学生が、自転車通学中（学校の許可有り）に、左折車に巻き込まれ、負傷した場合  
（P災コース・交通事故負傷共済金）

中学校の部活動外部指導者が、部活動指導中に転倒し、骨折した場合  
（P災コース・負傷共済金）

高校生が、学校の昼休み時間に、急性心不全で死亡した場合（学校管理下）  
（P災コース・特別共済金）

PTA保護者会員が、夫婦で小学校運動会の綱引きに参加し、二人とも転倒して負傷した場合（夫婦ともに給付）  
（安互コース・負傷共済金）

入学式に、生徒の保護者が両親とも出席できなかったため、代理として出席した祖母が、学校の階段から転落して骨折した場合（保護者代理）  
（安互コース・負傷共済金）

PTA地域清掃活動に参加した共催の地域老人会会員（予め安互コースに加入した支援者）が、蜂に刺された場合  
（安互コース・負傷共済金）

PTA会長が、市教育委員会主催の研修会に参加した際、帰路で交通事故にあった場合  
（安互コース・交通事故負傷共済金）

小学校の授業参観に参加した保護者が、校内の階段から転落して骨折した場合（学校行事）  
（安互コース・負傷共済金）

中体連主催の試合に出る中学生を会場まで自家用車で送った際に、信号待ちで停車中に追突され、運転していた母親が負傷した場合  
（安互コース・交通事故負傷共済金）

